



# 交通安全情報No.69

ストップ・ザ・交通事故

令和8年1月13日

警察本部交通部

交通総合対策センター

## 本年4月1日開始!自転車の違反に青切符!対象年齢 「自転車ルールブック」で学ぼう! 16歳以上

令和8年4月1日から**自転車の交通違反に交通反則通告制度**（いわゆる青切符）が適用されます。しかし、多くの道民の方は

「ルールが変わることは知っているけど、具体的に何が変わるの？」  
「そもそも自転車の交通違反ってどんな違反があるの？」

など、わからないことが多いと思います。

そんな時は.... 「**自転車ルールブック**」を確認！

### 『自転車のルールブック』でどんなことがわかる?!

- ① 自転車の歩道通行について 「自転車ルールブック」 6ページ
- ② 反則金を納付しなかった場合について 「自転車ルールブック」 11ページ
- ③ 青切符導入前と後の手続の違いについて 「自転車ルールブック」 12ページ
- ④ 自転車が従うべき信号について 「自転車ルールブック」 20ページ
- ⑤ ヘルメットの着用について 「自転車ルールブック」 22ページ
- ⑥ 16歳未満の者が違反をした場合について 「自転車ルールブック」 24ページ
- ⑦ 検挙の対象となる違反について 「自転車ルールブック」 27~29ページ
- ⑧ 青切符以外に受け取ることがある処分について 「自転車ルールブック」 33, 34ページ
- ⑨ 自転車の交通ルールについて 「自転車ルールブック」 35~50ページ
- ⑩ 反則金の対象となる違反について 「自転車ルールブック」 51, 52ページ

### 『自転車ルールブック』を見ればなんでもわかるね!

絵で自転車のルールを解説してくれているからわかりやすい！

#### ア 信号に関するルール

○ 車道通行するときは「車道用信号」\*（横断歩道を進行するときには「歩行者用信号」）に従い、停止線を越えて進むことをいたさず（法規第7条）。また、「車道用信号」が黄色の場合には、安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進行してはいけません。



※白信号に従って歩行する場合は歩行者用信号（赤や黄）に従って歩行しないでください（法規第7条）。

● 走行用信号（進行不可）として、罰金（5,000円）が科せられます。

● 他の車両の進行方向と逆方向で走行してはいけません。

● 自転車が自転車専用の信号のとき、自転車専用を行なはなければなりません（法規第9条）。自転車専用があるとき、歩きを離れて走ることでなければなりません。

● 他の車両の進行方向と逆方向で走行してはいけません。

● これに違反すると、自転車通行料金（自転車通行料金）として、罰金（3,000円）が科せられます。

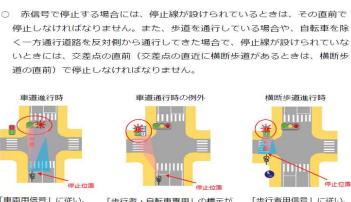
● 自転車で歩道を進行するときのルール

○ 歩道専用であるとき

● 歩道専用であるとき、次のとき（歩道用信号、歩道用信号）に従って歩行（歩道用信号のときは、自転車専用の信号と同時に歩道用信号として扱われる）。

● 歩道専用の信号と同時に歩道用信号として扱われるとき

● ここで示すように、自転車の進行方向と歩道用信号の進行方向が一致するとき



【警察庁ホームページ】

自転車ルールブック

自転車を安全・安心に利用するために



自転車ルールブック

検索

